

香川大学三木町医学部キャンパス構内交通規制要項

(目的)

第1 この要項は、香川大学構内自動車交通規制実施細則に基づき三木町医学部キャンパス（以下「医学部キャンパス」という。）の構内における自動車の交通について、必要な事項を定め、医学部内環境の保持及び交通事故の防止等を図ることを目的とする。

(入構の許可等)

第2 医学部キャンパスの職員、学生、取引業者等(診察を受ける者及びその付添者等を除く。)が自動車により入構しようとするときは、別紙様式1の自動車入構許可申請書及び変更届及び別紙様式2の誓約書を管理課庁舎係に提出し、医学部長の許可を受けなければならない。

第3 申請内容に変更が生じたとき、又は退職、卒業等をしたときは、速やかに管理課庁舎係に届け出るものとする。

(遵守事項)

第4 構内において自動車を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の駐車場以外の場所に駐車しないこと、駐車場が満車のときは速やかに構外へ退出すること。

(2) 医学部キャンパスの行事、緊急事態の発生等のため、医学部又は医学部附属病院が臨時に規制を行うときは、これに従うこと。

(3) 構内を自動車の保管場所として使用しないこと。

(4) 構内に設置した道路標識及び道路標示に従うこと。

(5) 構内における交通の安全、危険の防止等に関し必要な事項については、道路交通関係法令の規定に従うこと。

(緊急自動車等)

第5 緊急自動車については、この要項を適用しないものとする。

第6 郵便車、路線バス、タクシー等については、第2の規定を適用しないものとする。

(違反者に対する措置)

第7 医学部キャンパスの入構の許可を受けていない自動車及び所属長が指定した駐車場以外に駐車している自動車に対しては、別紙様式3の警告書等を貼付するものとする。

第8 違反5回以上の自動車については、その自動車の入構の許可を受けた者の所属、氏名、車両番号等を掲示板に公表するものとする。

第9 違反5回以上の自動車については、車両施錠(パーキングロック)の措置を講じることができるものとする。

第10 違反車両が著しく交通の障害となる場合には、移動排除の措置を講じることができるものとする。

(車両施錠の解錠)

第11 違反者は、車両施錠の解錠について管理課庁舎係へ申し出るものとする。解錠に当たっては、別紙様式4の誓約書を提出するものとする。

(入構の禁止等)

第12 別紙様式4の誓約書を提出した者が、違反した場合は、入構を禁止することができるものとする。

第13 入構禁止の措置を受けた場合は、禁止日から起算して1年間は入構を許可しない。

(雑則)

第14 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、運営会議が定めるものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

別紙様式1

登録番号 (庁舎係記入)	
-----------------	--

自動車入構許可申請書及び変更届

平成 年 月 日

医学部長 殿

所 属 等
職 名 ・ 学 年 等
氏 名

香川大学三木町医学部キャンパスに自動車が入構したいので、必要事項を記入して申請しますので、入構許可をお願いいたします。

なお、構内における自動車乗入れについては、別添のとおり誓約いたします。

新規登録

車両変更

登録抹消

(内 容)

	新規・車両変更(新)	車両変更(旧)・登録抹消
車 種		
車両番号		
内 線		
電話番号		
住 所		

(記入例)

トヨタ カローラ

香川 58 な 1234

2153

898-5111

木田郡三木町池戸
医大アパート203

提出先 管理課庁舎係 内線2095

誓 約 書

私は、香川大学三木町医学部キャンパス内における自動車の乗入れについて、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 入構許可後は、ステッカーを後部ガラスに張り付けます。
- 2 香川大学三木町医学部キャンパス内交通規制要項第5遵守事項を守ります。
- 3 構内での自動車による移動はいたしません。
- 4 駐車違反をした場合には、警告書等の張り付け、レッカー移動又は車両施設されても異議は申しません。また、その際に車両等に損傷を受けた場合にも、損害の補償等一切求めません。
- 5 構内において発生した盗難、事故等については、大学に一切責任を負わせません。
- 6 駐車場が満車のときは、速やかに構外へ退出します。

医 学 部 長 殿

平成 年 月 日

所 属 等 _____

氏 名 _____

現 住 所 _____

電 話 _____

<table border="1"><tr><td style="text-align: center;"><p>警 告 書</p><p>この車両は、構内駐車禁止場所に駐車しています。 この車両の登録番号は控えてありますので、今後、 駐車違反を発見したときは、車両施錠（パーキング ロック）を取り付け、車両を動かすことができないよ うに措置することがあります。</p></td></tr></table>		<p>警 告 書</p> <p>この車両は、構内駐車禁止場所に駐車しています。 この車両の登録番号は控えてありますので、今後、 駐車違反を発見したときは、車両施錠（パーキング ロック）を取り付け、車両を動かすことができないよ うに措置することがあります。</p>
<p>警 告 書</p> <p>この車両は、構内駐車禁止場所に駐車しています。 この車両の登録番号は控えてありますので、今後、 駐車違反を発見したときは、車両施錠（パーキング ロック）を取り付け、車両を動かすことができないよ うに措置することがあります。</p>		
違反日時	平成 年 月 日 時 分頃	
違反場所		
違反車両		
<p>この場所は、駐車禁止区域です。直ちに、所定の駐車場に 移動してください。 なお、構内の交通の障害となる場合には、移動排除の措置 をとることがあります。</p> <p>連絡先 事務部管理課庁舎係 （内線電話 2095） 医 学 部 長</p>		

警 告 書

この車両は、構内入構許可を受けていません。
入構許可を受けてから入構してください。
今後、無許可で駐車されている場合は、車両施錠
(パーキングロック)を取り付け、車両を動かすこと
ができないように措置することがあります。

違反日時

平成 年 月 日 時 分頃

違反場所

違反車両

構内の交通の障害となる場合には、移動排除の
措置をとることがあります。

連絡先 事務部管理課庁舎係 (内線電話 2095)

医 学 部 長

<table border="1" style="margin: auto;"><tr><td style="text-align: center;"><p>通 知 書</p><p>警告にも関わらず、駐車違反をしていますので、 車両施錠の措置をとりました。 この車両の運転者は、本日17:00までに、管理棟 2階管理課庁舎係まで申し出てください。 申出がない場合は、移動排除の措置をとります。</p></td></tr></table>		<p>通 知 書</p> <p>警告にも関わらず、駐車違反をしていますので、 車両施錠の措置をとりました。 この車両の運転者は、本日17:00までに、管理棟 2階管理課庁舎係まで申し出てください。 申出がない場合は、移動排除の措置をとります。</p>
<p>通 知 書</p> <p>警告にも関わらず、駐車違反をしていますので、 車両施錠の措置をとりました。 この車両の運転者は、本日17:00までに、管理棟 2階管理課庁舎係まで申し出てください。 申出がない場合は、移動排除の措置をとります。</p>		
違反日時	平成 年 月 日 時 分頃	
違反場所		
違反車両		
<p>連絡先 事務部管理課庁舎係 (内線電話 2095)</p> <p>医 学 部 長</p>		

別紙様式4

誓 約 書

私は、今後、香川大学三木町医学部キャンパス内において駐車違反をしないことを誓います。

さらに駐車違反をした場合には、レッカー移動又は車両施錠されても一切異議は申し立てません。

なお、このことに必要な費用は、すべて私が負担します。

医 学 部 長 殿

平成 年 月 日

所 属 等 _____

氏 名 _____

現 住 所 _____

電 話 _____